

厚生科学審議会化学物質制度改正検討部会の設置について

1. 設置目的

- 人の健康を損なう等のおそれのある有害な化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）により、新規化学物質の製造・輸入に際しての事前審査、化学物質の性状等に応じた製造・輸入等の規制等が行われてきている。
- 平成15年の化審法改正（平成16年4月施行）の際、同法附則第6条において、「施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされた。
- 本部会は、化学物質管理をとりまく国際的な環境の変化を踏まえ、保健衛生上の観点から、化学物質の審査・規制に係る制度改正の必要性等について検討を行うことを目的とする。

2. 検討課題

本部会においては、化学物質の審査・規制制度に関し、以下の事項等について検討する。

- ・ サプライチェーンを通じた化学物質管理の重要性と問題点
- ・ 新規化学物質審査等のハザード評価方法のあり方
- ・ リスク評価の必要性和効率的実施方法
- ・ 国際的調和に配慮した化学物質管理

3. 構成

本部会は、法律家、公衆衛生、環境科学、医学、毒性学等の専門家、化学物質管理に関する専門家等、幅広い分野の関係者を委員として参集する（おおむね15名程度の委員を予定。）。

4. 検討スケジュール

平成20年度内を目途に、化学物質の審査・規制制度の具体的な見直しについて、本部会としての検討を終了する。

(参考)

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（抄）

(昭和四十八年法律第百十七号)

附則（平成一五年五月二八日法律第四九号）

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。